

議第28号 呉市職員退職手当支給条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

一般職の職員が勧奨退職をする場合における退職手当の特例加算措置の期間を5年間延長するものです。

2 改正の内容

45歳以上の職員が勧奨退職をする場合に、特例措置として、退職時の年齢に応じて、次の表のとおり退職手当の基礎額の割増しをすることとしています。

退職の日における年齢	原則	特例による加算割合
45歳	100分の45	100分の50
46歳	100分の42	
47歳	100分の39	
48歳	100分の36	
49歳	100分の33	
50歳	100分の30	
51歳	100分の27	
52歳	100分の24	
53歳	100分の21	100分の40
54歳	100分の18	
55歳	100分の15	100分の30
56歳	100分の12	
57歳	100分の9	100分の20
58歳	100分の6	
59歳	100分の3	

この特例措置の期間は、平成30年3月31日までとしていましたが、引き続き年齢構成の平準化と定員適正化を図るため、当該特例措置を平成35年3月31日まで延長します。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 退職事由別退職者数及び年齢別職員構成

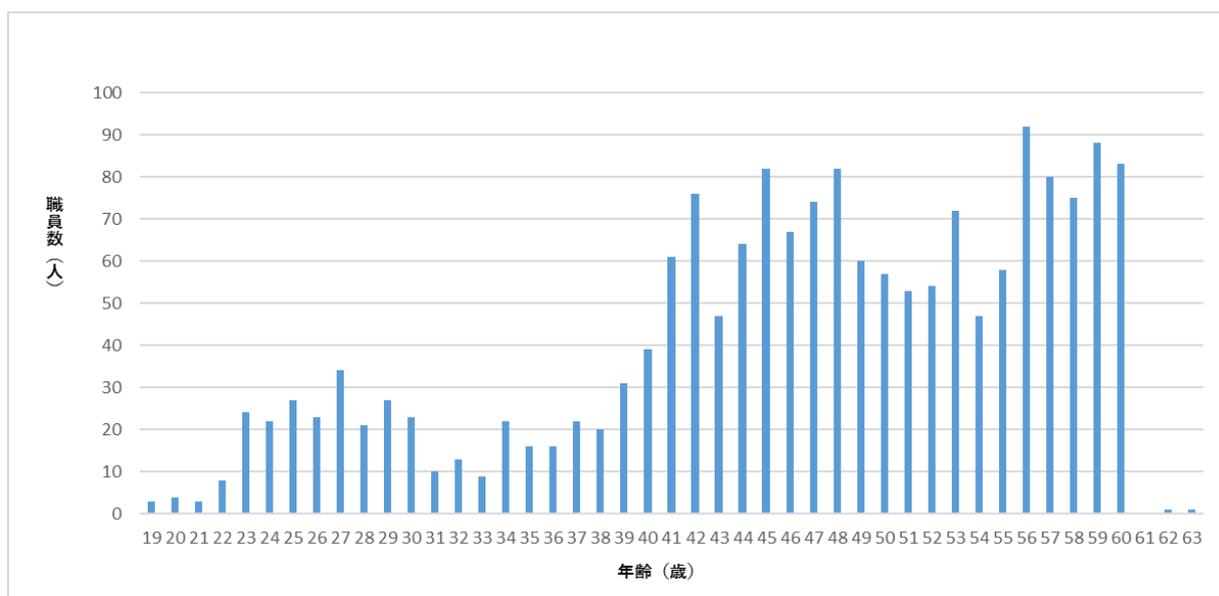
過去5年間の退職事由別退職者数（上下水道局の職員を除きます。）及び平成29年度の年齢別職員構成（年齢は平成30年3月31日現在で、上下水道局の職員を除きます。）は、次のとおりです。

(1) 退職事由別退職者数

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年度計
定年退職	72	61	72	72	61	338
勧奨退職	14	25	28	20	12	99
その他退職	18	22	19	17	25	101
計	104	108	119	109	98	538

(2) 年齢別職員構成



5 新旧対照表

現 行	改正案
<p>呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号。以下「退職手当条例」という。）の特例として、市長が別に定める基準に従い、平成21年3月31日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に、退職の日における年齢が45歳以上59歳以下である職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）が退職した場合に支給する退職手当の額は、当該退職を定年退職とみなして退職手当条例の規定を適用して得られる額とし、この場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者の退職の日における給料月額にその者の退職の日における年齢の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その退職後、引き続き本市の副市長、企業管理者又は教育長に就任する者にあつては、この限りでない。</p>	<p>呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号。以下「退職手当条例」という。）の特例として、市長が別に定める基準に従い、平成21年3月31日から<u>平成35年3月31日</u>までの間に、退職の日における年齢が45歳以上59歳以下である職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）が退職した場合に支給する退職手当の額は、当該退職を定年退職とみなして退職手当条例の規定を適用して得られる額とし、この場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者の退職の日における給料月額にその者の退職の日における年齢の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その退職後、引き続き本市の副市長、企業管理者又は教育長に就任する者にあつては、この限りでない。</p>
(表略)	(表略)